

広島県告示第五百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県江田島市江田島町小用五丁目地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
	小用五丁目 (七二五〇 一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	小用五丁目 (七二五〇 一三)	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規 第九條の表示及び法規 定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律（平成二十 三年施行令第一八四号） 第三條第一項第十項 で定める事項
	小用五丁目 (七二五〇 一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。